

部局等	交付金事業者等 (事業主体)	交付金事業	年度	交付対象 事業費	左に対する 交付金 交付額	不当と認 める交付 対象事業 費	不当と認 める交付 金相当額
				千円	千円	千円	千円
				費計 50,008,784 円)で実施したとして、山梨県に実績報告書を提出し、総務省から交付金の交付を受けていた。			
				しかし、同市は、6事業を2年度実施計画に記載していないことから、6事業に係る事業費 110,091,627 円は2年度実施計画に基づく事業に要する費用に該当しないものであった。			
				したがって、6事業に係る事業費 110,091,627 円は交付金の交付対象とは認められず、これに係る交付金 50,008,784 円が過大に交付されていた。			
				(16)-(29)の計	3,716,181	2,856,996	410,273 243,714

(2) 離島伝送用専用線設備維持管理事業の補助対象事業費に対象とならない経費を含めていたもの 1件 不当と認める国庫補助金 1,820,000 円

無線システム普及支援事業費等補助金(離島伝送用専用線設備維持管理事業)は、電波法(昭和25年法律第131号)、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱(平成17年総基移第380号。以下「交付要綱」という。)等に基づき、無線局の開設に必要な伝送用専用線設備の維持管理を行うために、離島に整備された伝送用専用線設備を保有する地方公共団体等に対して、当該設備の維持管理に要する経費の一部を国が補助するものである。

(注1) 伝送用専用線設備 無線局の開設に必要な伝送路設備、伝送路設備と一体として設置される附属設備及びこれらの設備を設置するために必要な工作物

(注2) 離島 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島、鹿児島県の区域のうち奄美市及び大島郡の区域並びに沖縄県の区域

本院が都及び2市村において会計実地検査を行ったところ、1村において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	補助対象 事業費	左に対する 国庫補助 金交付 額	不当と認 める補助 対象事業 費	不当と認 める国庫 補助金相 当額	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(30)	総務本省 新島村	離島伝送用 専用線設備 維持管理事 業	3、4	14,072	7,035	3,640	1,820	補助の対 象となら ない経費 を含めて いたもの

新島村は、離島振興対策実施地域として指定された新島及び式根島の島内に整備されている伝送用専用線設備の維持管理を行うために、離島伝送用専用線設備維持管理事業を令和3年度は事業費 22,616,120 円(補助対象事業費 7,926,609 円、国庫補助金交付額 3,963,000 円)、4年度は事業費 23,082,080 円(補助対象事業費 6,145,924 円、国庫補助金交付額 3,072,000 円)、事業費計 45,698,200 円(補助対象事業費計 14,072,533 円、国庫補助金交付額計 7,035,000 円)で実施していた。

交付要綱等によれば、補助対象事業費は、事業の実施に必要な保守料、修繕費等の経費(以下「運用経費」という。)から事業の実施に伴う光ファイバ等の設備を電気通信事業者に貸し付けた場合における施設貸付料等の収入を差し引いた額とすることとされており、引込線に係る修繕費は対象外とすることとされている(参考図参照)。

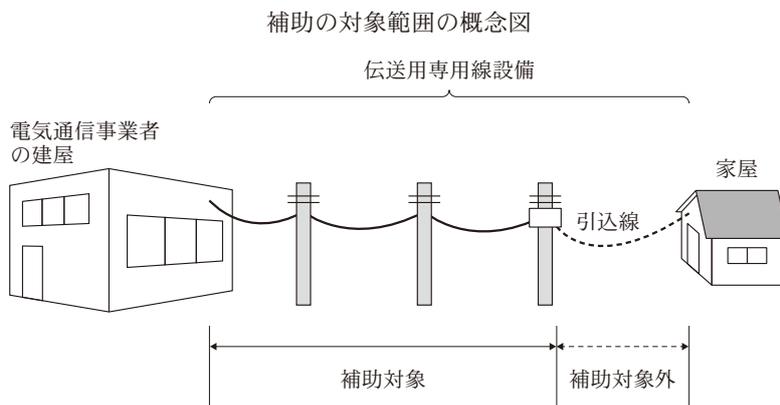
同村は、3、4両年度に、電気通信事業者と光ファイバ等の設備の保守業務に係る委託契約をそれぞれ契約金額 16,059,120 円で締結していた。そして、当該契約金額を含めた運用経費から施設貸付料等の収入を差し引いた額を補助対象事業費とした実績報告書等を総務本省に提出して、それぞれ前記3、4両年度の国庫補助金の交付を受けていた。

しかし、委託契約の保守業務には引込線の修繕が含まれており、3、4両年度の実績報告書における運用経費には、いずれも引込線に係る修繕費相当額 7,893,381 円が含まれていた。

したがって、上記の運用経費から補助の対象外とされている引込線に係る修繕費相当額を控除するなどして適正な補助対象事業費を算出すると3、4両年度計 10,431,995 円となることから、3、4両年度の実績報告書の補助対象事業費計 14,072,533 円は、これに比べて 3,640,538 円過大となっていて、これに係る国庫補助金相当額計 1,820,000 円が不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同村において補助対象事業費の算定についての理解が十分でなかったこと、総務本省において実績報告書等の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(参 考 図)



そ の 他 (31)-(35)

- (31) 特別交付税の額の算定に当たり、算定の対象とならない経費を含めていたこと、特定  
(34) 財源として国庫補助金等を控除していなかったこと、他の算定事項で算定した経費を重複して含めていたことなどにより、特別交付税が過大に交付されていたもの

所管、会計名及び科目	内閣府、総務省及び財務省所管 交付税及び譲与税配付金特別会計 (項) 地方交付税交付金
部 局 等	総務本省
交 付 の 根 拠	地方交付税法(昭和 25 年法律第 211 号)
交 付 先	市 3、町 1
特別交付税交付額	15,499,701,000 円(令和 3 年度～ 5 年度)
過大に交付された特別交付税の額	49,829,000 円(令和 3 年度～ 5 年度)